

大型車両の通行適正化の 取組について

【参考】

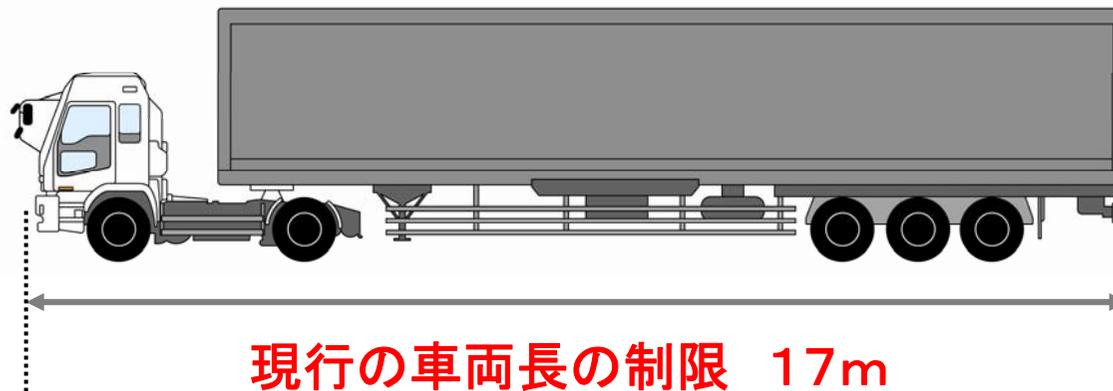
通行許可基準の見直し

- コンテナ車を始めとするバン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を緩和

【H26年度中に実施】

緩和の内容

車両長の制限を現行の17mから引き上げ



現行の車両長の制限 17m

(バン型等セミトレーラの制限値)

緩和の効果

40フィートコンテナより約1.5m大きな45フィートコンテナが積載しやすくなる

【参考】バン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限は、道路交通管理課長通達「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」で規定

【参考】 違反取締りや違反者への指導等の強化(即時告発の取組)

- 基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 **【H26年度から実施】**

従前の告発対象となる類型

特車許可違反し、
重大な交通事故等

道路管理者による
通行の中止等の命令を違反

常習的に特車通行許可違反



新たな告発対象となる類型

特車許可違反し、
重大な交通事故等

道路管理者による
通行の中止等の命令を違反

常習的に特車通行許可違反

基準の2倍以上の重量超過等